

互助会給付

第 1 退職に伴う手続等（現職事業）

1 給付事業、貸付未償還金がある場合

区分		内容	提出書類
給付	退職生業資金	毎年度 3 月分の給料月額 $\frac{1}{100}$ に相当する額に 1 2 を乗じて得た額の合計額（掛金相当額）に退会日の属する年度に適用される給付率を乗じた額を給付	「退職生業資金請求書」（互給第3号）
	結婚祝金	会員期間 3 年以上の者が婚約が決まり、退職したときに給付（退職後に入籍） （定額 40,000 円）	「結婚祝金請求書」（互給第1号） ※「結婚証明書」（別紙様式 第3号）を添付
貸付	未償還金がある場合	本人の承諾により、山口県等から支給される退職手当から、未償還金を控除	「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）

2 保 険 別途、該当者へ書類を送付

区分		送付時期		備考
		定年退職予定者	若年退職予定者	
生活サポートプラン		2 月下旬に本人宛て 所属へ送付	3 月下旬～4 月上旬 本人宛て所属 又は自宅へ送付	退職後も団体扱いになるため、保険料の変更はありませんが、口座引落等となるため事務手数料分が毎月の保険料に加算されます。
積立終身保険		1 月中旬に本人宛て 所属へ送付	3 月下旬～4 月上旬 本人宛て所属 又は自宅へ送付	
アクサ	医療・ガン治療保険			
アフラック	がん・医療・介護保険 （互助会団体扱い分）	2 月以降に自宅へ送付	4 月以降に自宅へ送付	保険代理店から送付します。退職後は個人扱いになるため保険料が変更になります。

3 その他

- 提出書類の締切りは毎月 10 日で給付は当該月末。
- 給付金の振込口座は、共済組合及び互助会への届出口座となりますので、**しばらくは解約しないでください。**
解約により再振込となった場合、振込手数料を負担していただく可能性がありますのでご注意ください。
- 当会ホームページから、各請求様式のダウンロードや制度内容の確認ができます。
【 <https://yamakyogo.jp> 】

退職生業資金請求書

記入しないこと。

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員(請求者)氏名 **山口 太郎**

下記のとおり請求します。

記

決定金額	※ 記入しないこと。	円	給料月額	※ 記入しないこと。	円
所属コード	64000	所属名	滝町小学校		
職員番号	012345	会員氏名	山口 太郎		
生年月日	昭和 平成	〇〇年 6月 25日	退職年月日	平成 令和	〇〇年 3月 31日
住所 (退職後の住所)	〒 753-0073 山口市春日町1-1				
資格喪失 の理由	退職				

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

転居される予定がある場合は、郵便物が確実に届く住所を記入してください。

令和 年 月 日

記入しないこと。

所在地 **山口市滝町1-1**
 所属名 **山口市立滝町小学校**
 所属長職氏名 **校長 姫山 次郎**
 (電話 **083 - 933 - 7777**)

【注意事項】

- (1) ※印欄は記入しないこと。
- (2) 死亡による退職の場合は、請求者欄へ遺族氏名を記入すること。

結婚祝金請求書

記入しないこと。

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員(請求者)氏名 **互助 花子**

下記のとおり請求します。

記

結婚予定日を記入してください。

決 定 金 額	※ 記入しないこと。	円	結 婚 の 届 出 年 月 日	平成 令和	〇〇 年 5 月 5 日
所 属 コード	66000	所 属 名	南滝町小学校		
職 員 番 号	067890	氏 名	互助 花子 旧姓 ()		
配偶者氏名	廣島 一郎				
給付区分 (該当を○で囲む。)	現職・ 退職	(退職の場合、住所を記入のこと) 〒 753-0072 山口市大手町1-1			

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

記入しないこと。

転居される予定がある場合は、郵便物が確実に届く住所を記入してください。

〒 **753-0071**

所 在 地 **山口市南滝町20-5**
 所 属 名 **山口市立南滝町小学校**
 所属長職氏名 **校長 亀山 太朗**
 (電 話 **083 - 999 - 7777**)

【注意事項】

- (1) ※印欄は記入しないこと。
- (2) この請求書を提出するときは、「戸籍抄本(写)」を添付すること。
夫婦とも会員の場合は双方から請求できます。また、同時に提出する場合は、いずれか一方の添付書類を省略することができます。
- (3) 届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情による場合及び会員期間が三年以上で婚約が決定して退職するときは、媒酌人又は民生委員の証明書等、関係を証明する書類を添付すること。
- (4) 改姓等により口座を変更された場合は、共済組合に「受取金融機関変更申出書」を提出のこと。
ただし、改姓のみの場合は手続不要です。

結 婚 証 明 書

結 婚 する 者 の 氏 名	互助 花子
会 員 と の 続 柄	本人
区 分	(本人 ・ 子 弟 等) の 結 婚 (※ 該 当 を ○ で 囲 む 。)
結 婚 年 月 日 結 婚 予 定 年 月 日 (婚 約 の 場 合 は 婚 約 年 月 日)	令和 ○○ 年 5 月 5 日 結婚予定日を記入してください。
配 偶 者 の 氏 名	廣島 一郎

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

令和 ○○ 年 3 月 15 日

在職中の日付で証明をお願いします。

(媒 酌 人 ・ 民 生 委 員) (該 当 を ○ で 囲 む 。)

住 所

〒 753-0089

山口市龜山町1-1

氏 名

龜 山 太 朗



(注 意) 媒 酌 人 が な い 場 合 は 、 所 属 長 の 証 明 に 代 え る こ と が で き る 。

一般財団法人 山口県教職員互助会

一般財団法人 山口県教職員互助会

償還金控除承諾書

一般財団法人 山口県教職員互助会からの借受金の償還については、
令和 ○○ 年 3 月 31 日現在の残額及び支払日までの利息を、
山口県 から支給される退職手当から控除されることに承諾します。

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日

退職手当関係書類と同一日を記入

○ 提出先 … 互助会

○ 提出期限 … 3月3日(月)

(借 受 人)

所 属 コ ー ド (64000)

所 属 名 滝町小学校

職 員 番 号 (012345)

氏 名 山 口 太 郎 (山) 印

(続柄及び遺族氏名)

【注意事項】

会員死亡の場合は、借受人欄へ続柄及び遺族氏名を記入すること。

第2 退職互助部制度

この制度は、ご退職後、会員の皆様に安心して充実した生活を送っていただくことを目的とした、各種福利厚生事業を実施するために設けられた制度です。

1 退職会員（特別会員・配偶者会員）となる場合

加入資格	退職互助部現職会員が55歳以上で退職したとき																						
提出書類	「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） ※ 配偶者が配偶者会員となる場合は、配偶者の戸籍抄本(写し可)を添付																						
掛 金	・ 特別会員になるためには、退職互助部現職会員の資格（35歳になった翌年度の4月から）を取得した後、毎月、給料月額の3/1,000の掛金を30年間（360月）納入																						
	・ 一括払掛金の額 現職会員が掛金納入期間の途中で特別会員となるときは、次表の区分に応じ、不足分の掛金を一括納入																						
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">必要納入月数</th><th rowspan="2">不足月数 × 下記の掛金月額</th></tr><tr><th>退職時年齢</th><th>算定期間</th></tr><tr><td rowspan="2">55～60歳</td><td>36歳～60歳までの間</td><td>300月</td><td>退職月の給料月額×3/1,000</td></tr><tr><td>61歳～65歳までの間</td><td>60月</td><td>(退職月の給料月額×70/100) × 3/1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">61歳以降</td><td>36歳～60歳までの間</td><td>300月</td><td>(退職月の給料月額×100/70) × 3/1,000</td></tr><tr><td>61歳～65歳までの間</td><td>60月</td><td>退職月の給料月額×3/1,000</td></tr></table>			区分		必要納入月数	不足月数 × 下記の掛金月額	退職時年齢	算定期間	55～60歳	36歳～60歳までの間	300月	退職月の給料月額×3/1,000	61歳～65歳までの間	60月	(退職月の給料月額×70/100) × 3/1,000	61歳以降	36歳～60歳までの間	300月	(退職月の給料月額×100/70) × 3/1,000	61歳～65歳までの間	60月	退職月の給料月額×3/1,000
	区分		必要納入月数	不足月数 × 下記の掛金月額																			
	退職時年齢	算定期間																					
55～60歳	36歳～60歳までの間	300月	退職月の給料月額×3/1,000																				
	61歳～65歳までの間	60月	(退職月の給料月額×70/100) × 3/1,000																				
61歳以降	36歳～60歳までの間	300月	(退職月の給料月額×100/70) × 3/1,000																				
	61歳～65歳までの間	60月	退職月の給料月額×3/1,000																				
・ 一括払掛金の納入方法（次のどちらかにより納入）																							
① 振込依頼書により納入 最寄りの山口銀行又は西京銀行から納入																							
② 退職生業資金から控除 給付金（退職生業資金）から控除可能 ただし、不足する場合は不足分を振込依頼書で納入																							
配偶者が配偶者会員となる場合	・ 特別会員になるための掛金総額（360月）と同額の掛金を一括納入 ・ 特別会員となる資格を有する者は、配偶者会員になることができません。																						
適用事業	P57 退職互助部制度の事業概要のとおり																						

2 退職会員とならない場合

退職互助部現職会員を脱退する場合、納入された退職互助部掛金相当額を「脱退一時金」として給付します。

提出書類	「脱退一時金請求書」(退互第4号様式)
脱退する理由	① 55歳未満で退職する場合 ② その他の理由により、特別会員とならない場合

3 会員期間の通算

知事部局や他県等に転出して資格を喪失し、脱退一時金の給付を受けず、再び会員の資格を取得した場合、前後の期間を通算することができます。

ただし、退職時の所属が山口県教育委員会でない、退職会員になることはできません。

※ 該当者には別途ご案内します。

「退職会員となる場合」に提出する書類

特別会員・配偶者会員 資格取得届

記入しないこと。

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

自署すること。

会員氏名
(自署)

山口 太郎

一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部規程に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

① 特別会員	旧所属名	滝町小学校		旧所属コード	64000												
	フリガナ	ヤマグチ タロウ		旧職員番号	012345												
	氏 名	山口 太郎		特別会員番号	※ 記入しないこと。												
	生 年 月 日	昭和 〇〇 年 6 月 25 日 (61 歳)															
	現職会員 資格取得年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 記入不要です。		自宅電話	083-933-0000												
	特別会員となった日 (退職年月日の翌日)	令和 〇〇 年 4 月 1 日		携帯電話	090-1234-5678												
	退職後の住所	〒 753-0073 山口市春日町 1-1		転居される予定がある場合は、郵便物が確実に届く住所を記入してください。													
	受取金融機関	金融機関名	支店名	口座番号	名義 (カタカナ)												
		(1111) 長州	(222) 周防	1234567	ヤマグチ タロウ												
	第2連絡先	氏名	山口 県一郎	続柄	長男	電話番号	090-5678-1234										
配偶者	該当項目に☑																
	☒ あり ☒ 加入を希望する → ②配偶者会員欄を記入してください。																
	☐ なし ☐ 加入を希望しない → 該当に☑し、詳細を記入してください。																
	(該当に☑) → ありの場合、右欄記入 (該当に☑) <table><tr><td>☐ 既に特別会員のため</td><td>特別会員番号</td><td>(フリガナ)</td><td>()</td></tr><tr><td>☐ 現職会員(本務者)のため</td><td>職 員 番 号</td><td>氏 名</td><td>()</td></tr><tr><td colspan="4">☐ その他：具体的な理由 ()</td></tr></table>						☐ 既に特別会員のため	特別会員番号	(フリガナ)	()	☐ 現職会員(本務者)のため	職 員 番 号	氏 名	()	☐ その他：具体的な理由 ()		
☐ 既に特別会員のため	特別会員番号	(フリガナ)	()														
☐ 現職会員(本務者)のため	職 員 番 号	氏 名	()														
☐ その他：具体的な理由 ()																	
② 配偶者会員	フリガナ	ヤマグチ ハナコ		配偶者会員番号	※ 記入しないこと。												
	配偶者氏名 (配偶者自署)	山口 花子		携帯電話	090-8765-4321												
	生 年 月 日	昭和 〇〇 年 3 月 12 日 (58 歳) 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日															
	受取金融機関	金融機関名	支店名	口座番号	名義 (カタカナ)												
	(1111) 長州	(333) 長門	2345678	ヤマグチ ハナコ													

裏面に続く

< 一括払掛金の算出 >

1 下表の **該当する退職時年齢** を○で囲み、右欄の給料月額を記入してください。

区分		必要納入 月数	算出の基となる給料月額	給料月額 (教職調整額、調整額を含む。)	
退職時年齢	算定期間				
55歳から 60歳	36歳から	300月	A、Bを記入 ～退職時年齢が61歳以降の場合～ A: $B \times 100 / 70$ (円未満切捨) B: 退職月の給料月額 (教職調整額、調整額を含む。)		
	60歳	60月			
61歳以降	36歳から 60歳までの間	300月	退職月の給料月額 $\times 100 / 70$ (円未満切捨)	A	425,657 円
	61歳から 65歳までの間	60月	退職の日の属する月の給料月額	B	297,960 円

2 上表の給料月額により、未納月数に該当する一時払掛金を記入してください。

	必要納入 月数 ①	納入済 月数 ②	未納月数 ① - ②	給料月額	掛金率	一括払掛金
特別会員	300月	記入不要です。			×3/1000	記入不要です。
	60月				×3/1000	
	計					
配偶者 会員	特別会員になるための掛金総額（360月）と同額					
どちらか該当に☑						
納入方法 (該当に☑)	☐ 振込依頼書により納入 ☑ 退職生業資金から控除（ 不足分は、振込依頼書により納入 ）					

< 確認事項 > 次の事項について確認の上、☒を入れてください。



この届を提出後、資格取得を取り消す場合は、第6条第5号の規定に基づく資格喪失とし、退会給付金の給付適用となることを確認しました。

確認の上 ☒

【 互助会使用欄 】

一括払掛金	退職生業資金	払込額
記入しないこと。		
		円

【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) この届けは退職後2か月以内に提出すること。
- (3) 会員氏名欄及び配偶者氏名欄は、特別会員及び配偶者会員がそれぞれ自署すること。
- (4) 配偶者会員となる場合は、「戸籍抄本(写)」を添付すること。

「退職会員とならない場合」に提出する書類

脱退一時金請求書

記入しないこと。

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員（請求者）氏名
（自 署）

福岡 県一

自署すること。

一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部現職会員の資格を喪失しましたので、下記のとおり、
一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部規程により、脱退一時金を請求します。

記

決 定 金 額	※ 記入しないこと。	円		
旧所属コード	66000	旧 所 属 名	南滝町小学校	
旧職員番号	023456	氏 名	福岡 県一	
退職後の住所	〒 753-0074 山口市中央3-2-1			
生 年 月 日	昭和 平成	〇〇 年 8 月 1 日	退職年 月 日	令和 〇〇 年 3 月 31 日
現 職 会 員 資格取得年月日	平成 令和	記入不要です。	自宅電話	083 - 123 - 0123
			携帯電話	080 - 1234 - 5678
脱 退 理 由 (該当に☑)	☒ 55歳未満で退職するため ☐ その他 (理由:)			
会 員 死 亡 の 場 合	会員と	請求者氏名	「その他」の場合は、具体的に理由を記入してください。こちらを提出された場合、将来、退職会員になることができません。	
	請求者住所	会員死亡の場合のみ記入		
	請求者 受取金融機関			

【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) 会員（請求者）氏名欄は、自署すること。
- (3) 今回脱退一時金の支給を受けた場合は、将来、退職会員になることはできません。

4 退職互助部制度の事業概要

現行の事業概要は次のとおりです。

(事業内容は年度により変更することがあります。)

現行の事業概要は次のとおりです。 (事業内容は年度により変更することがあります。)			旧制度会員 R5. 3. 31以前 の退職者			新制度会員 R5. 4. 1以降 の退職者		申請 要否
事業名		事業内容	特別 会員	加入 配偶 者	遺族 会員	特別 会員	配偶 者会 員	
給付事業	療養補助金	対象年齢：55～85歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 2,000円を控除した額に80%を乗じた額 (100円未満切捨)				○	○	要
		対象年齢：75歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 特別会員は2,000円、加入配偶者及び遺 族会員は3,000円を控除した額に80%を 乗じた額 (100円未満切捨)						
	入院見舞金	75歳から85歳に達する日の前日までの間に5日 以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給 付 (年度内14日を限度)	○	-	-			要
	埋葬料	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付 (20,000～100,000円)						○
		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付 (30,000～70,000円)				○	-	-
	退会給付金	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した 場合に給付 (10,000～100,000円)				○	○	要
長寿祝品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈 (米寿20,000円、白寿30,000円)	○				-	-	○
福利 厚生事業	地区活動運営費 助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集 会等の地区活動に要する経費の一部を補助	○	-	○	○	○	-
	退職互助部 だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行 (毎年4月下旬発行)	○	-	○	○	○	-
	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対 し補助 (構成人員に応じて 10,000～50,000円)	○	○	○	○	○	要
	セントコア山口 宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人1泊につき 2,000円補助 (3連泊を限度) ※共済組合の宿泊補助との併用不可 (共済の補助優先)	○	○	○	○	○	-
	献花の贈呈	葬儀の際、花環又は生花をお供えする。お供えができ なかった場合は、献花料相当額 (13,000円) を遺族へ 送金	○	○	○	○	○	要
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付 (災害の程度により 10,000～50,000円)	○	-	○	○	○	要
	人間ドック補助	指定する検診機関で人間ドックを受けた場合、補助 (泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円)	○	-	-	○	○	要
	名秀作展入館 補助	指定する展覧会の入館料を補助 (入館料の60%程度 限度額400円)	○	○	○	○	○	-
保険	教職員相談室 の利用	職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に2名 の相談員が相談に応じる。 また、登録制によるお見合い事業も実施 (内容によっては、顧問弁護士による相談も可能)	○	○	○	○	○	-
	TGJ傷害保険	日常生活におけるさまざまなケガや携行品損害を補償 する傷害保険の取扱い (加入時期：通年、保険料：年2回口座振替)	○	○	○	○	○	要

第3 再任用職員となる、又は終了する場合の手続等

1 このたびフルタイム暫定再任用が終了する者

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（再任用期間分の請求）
適用事業 （再任用終了後）	・退職互助部事業（退職会員になっている場合） 全事業適用 ※ 本務者での退職年月日がR5年3月31日以前の者は「旧制度会員」となります。

2 これから再任用職員となる者

(1) フルタイム暫定再任用職員となる者

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（今回退職時に一旦精算） ②「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） 又は「脱退一時金請求書」（退互第4号様式） ③「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）（貸付けがある者）
適用事業 （再任用期間中）	・現職事業 引き続き一般会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用(下表参照) ・退職互助部事業（退職会員となる場合） 退職会員の資格を有し、現職事業と重複する事業を調整して適用(下表参照)

現職事業	適用の可否
給付事業	○
福利厚生事業	○
貸付事業	×
保険事業 (生活サポートプラン及び医療保険)	△

退職互助部事業	適用の可否
給付事業（注1）	×
福利厚生事業（注2）	△
保険事業（T G J 傷害保険）	○

(注1) 配偶者会員が公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業の療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用（旧制度の加入配偶者も同様）

(注2) セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助以外の事業は適用

(2) 定年前再任用短時間勤務職員となる者

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（今回退職時に一旦精算） ②「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） 又は「脱退一時金請求書」（退互第4号様式） ③「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）（貸付けがある者）
適用事業 （再任用期間中）	・現職事業 一般会員の資格を喪失するため、現職事業の適用なし。 ・退職互助部事業（退職会員となる場合） 退職会員の資格を有し、全事業適用

第4 臨時的任用職員等となる、又は退職する場合の手続等

1 臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員を退職する者（一般会員になっている者）

(1) 退職に伴う手続等（現職事業）

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）
	会員期間3年以上の者が婚約が決まり、退職したとき（退職後に入籍） ②「結婚祝金請求書」（互給第1号） ※「結婚証明書」（別紙様式 第3号）を添付

(2) 退職互助部制度（退職会員となる場合の手続）

加入資格	一般会員が55歳以上で退職したとき
提出書類	①「臨時的任用職員等 特別会員・配偶者会員資格取得届」（別記様式） ※ 配偶者が配偶者会員となる場合は、配偶者の戸籍抄本を添付
掛 金	・退職時の給料月額に応じて、所定の掛金額を一括納入 (331,200円～388,800円) ・配偶者が加入する場合は、特別会員と同額の掛金を一括納入
適用事業	P57 退職互助部制度の事業概要のとおり

【注意事項】

- ・本務者と臨時的任用職員等の夫婦が同時退職をする場合、臨時的任用職員等が特別会員となり、本務者が脱退一時金の支給を受けて配偶者会員となることはできません。
- ・本務者が退職時に脱退一時金の支給を受け、その後、臨時的任用職員等となった後に特別会員となることはできません。

2 本務者を退職後、臨時的任用職員・フルタイム会計年度任用職員で一般会員となる者

(1) 提出書類

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（ <u>退職時に一旦精算</u> ） ②「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） 又は「脱退一時金請求書」（退互第4号様式） ③「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）（貸付けがある者） ④「会員加入申込書（臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員）」 (別記 第5号(1) 様式)
適用事業 〔 臨時等 任用期間中 〕	・現職事業 引き続き一般会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用(下表参照) ・退職互助部事業（退職会員となる場合） 退職会員の資格を有し、現職事業と重複する事業を調整して適用(下表参照)

現職事業	適用の可否
給付事業	○
福利厚生事業	○
貸付事業	×
保険事業（生活サポートプラン）	△

退職互助部事業	適用の可否
給付事業（注1）	×
福利厚生事業（注2）	△
保険事業（T G J 傷害保険）	○

（注1）特別会員の配偶者会員が公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業の療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用（旧制度の加入配偶者も同様）

（注2）セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助以外の事業は適用

臨時的任用職員・フルタイム会計年度任用職員が
「退職会員となる場合」に提出する書類

臨時的任用職員等
特別会員・配偶者会員 資格取得届

記入しないこと。

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日
自署すること。

会員氏名
(自署) 広島 県二

臨時的任用職員等に係る退職互助部規程取扱要領に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

特別会員	旧所属名	大手町高等学校			旧所属コード	51000	
	フリガナ	ヒロシマ ケンジ			旧職員番号	812345	
	氏 名	広島 県二			特別会員番号	※ 記入しないこと。	
	生 年 月 日	昭和 〇〇 年 12 月 5 日 (58 歳)					
	特別会員となった日 (退職年月日の翌日)	令和 〇〇 年 4 月 1 日			自宅電話	083-933-1234	
					携帯電話	080-1234-5678	
	退職後の住所	〒 753-0083 山口市後河原 4 8 - 1 1 0 7					
受取金融機関	金融機関名	支店名	口座番号	名義 (カタカナ)			
	(0123) 福利	(001) 滝町	2345678	ヒロシマ ケンジ			
第2連絡先	氏名	広島 県一郎	続柄	長男	電話番号	080-5678-1234	
配偶者	該当項目に☑						
	☒ あり ☒ 加入を希望する → ②配偶者会員欄を記入してください。						
	☐ なし ☐ 加入を希望しない → 該当に☑し、詳細を記入してください。						
	☐ 既に特別会員のため 特別会員番号 (フリガナ) () ☐ 現職会員(本務者)のため 職 員 番 号 氏 名 ☐ その他：具体的な理由 ()						
②配偶者会員	フリガナ	ヒロシマ ハナコ			配偶者会員番号	※ 記入しないこと。	
	配偶者氏名 (配偶者自署)	広島 花子			携帯電話	080-8765-4321	
	生 年 月 日	昭和 〇〇 年 7 月 6 日 (58 歳) 平成					
	受取金融機関	金融機関名	支店名	口座番号	名義 (カタカナ)		
	(0123) 福利	(002) 春日町	3456789	ヒロシマ ハナコ			

裏面に続く

< 一括払掛金の算出 >

		一括払掛金																									
特別会員	該当する等級を○で囲み、該当する掛金額を一括払掛金欄に記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>給料月額 (基本給+調整額+教職調整額)</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>160,000円 未満</td> <td>331,200円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>160,000円 以上 200,000円 未満</td> <td>340,800円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200,000円 以上 240,000円 未満</td> <td>350,400円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>240,000円 以上 280,000円 未満</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>280,000円 以上 320,000円 未満</td> <td>369,600円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>320,000円 以上 360,000円 未満</td> <td>379,200円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>360,000円 以上</td> <td>388,800円</td> </tr> </tbody> </table>		等級	給料月額 (基本給+調整額+教職調整額)	掛金額	1	160,000円 未満	331,200円	2	160,000円 以上 200,000円 未満	340,800円	3	200,000円 以上 240,000円 未満	350,400円	4	240,000円 以上 280,000円 未満	360,000円	5	280,000円 以上 320,000円 未満	369,600円	6	320,000円 以上 360,000円 未満	379,200円	7	360,000円 以上	388,800円	369,600 円 該当する等級の掛金額を記入
	等級	給料月額 (基本給+調整額+教職調整額)	掛金額																								
	1	160,000円 未満	331,200円																								
	2	160,000円 以上 200,000円 未満	340,800円																								
	3	200,000円 以上 240,000円 未満	350,400円																								
	4	240,000円 以上 280,000円 未満	360,000円																								
	5	280,000円 以上 320,000円 未満	369,600円																								
	6	320,000円 以上 360,000円 未満	379,200円																								
7	360,000円 以上	388,800円																									
配偶者会員	特別会員と同額	特別会員と同額の掛金額を記入	369,600 円																								
合計		合計額を記入	739,200 円																								

< 確認事項 > 次の事項について確認の上、☑を入れてください。

☒	この届を提出後、資格取得を取り消す場合は、第6条第5号の規定に基づく資格喪失とし、退会給付金の給付適用となることを確認しました。
-------------------------------------	--

確認の上☑

【 互助会使用欄 】

一括払掛金	退職生業資金	払込額
記入しないこと。		円

【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) この届けは退職後2か月以内に提出すること。
- (3) 一括払掛金は、規定により退職生業資金から控除され、なお不足するときは、振込依頼書での納入となります。
- (4) 会員氏名欄及び配偶者氏名欄は、特別会員及び配偶者会員がそれぞれ自署すること。
- (5) 配偶者会員となる場合は、「戸籍抄本(写)」を添付すること。